

## 福祉サービス 第三者評価を活用しませんか

福祉サービス第三者評価は、施設・事業所が提供する介護や保育などのサービスを、公正・中立な第三者機関（評価機関）が専門的かつ客観的な立場から評価し、その結果を公表する仕組みです。

岩手県社会福祉協議会（以下、岩手県社協）は、全国に先駆けて平成13年に全国社会福祉協議会のモデル事業を実施して以来、岩手県から認証を受けた第三者評価機関として、通算292施設・事業所（令和元年度末実績）の評価を行っています。

### 第三者評価を受審して ～施設・事業所のコメント～

自分たちが行っていることは自己満足でしかないのか、全職員でサービスを評価してみたいと受審しました。評価項目の確認を一つひとつ全員で行いましたが、普段あまり意見を出さない職員が、ケアについての思いを話すなど、準備段階から職員のやる気になったと思います。また、受審に接するいろいろなアドバイスを受け、本当に良いサービスにつながる糧となりました。  
(富士見荘／特別養護老人ホーム・八幡平市)



初めて評価を受けるに当たり、全職員で取り組みました。ガイドラインの読み込み、理解が難しく、職員数が多いこともあり意思統一に時間がかかりましたが、話し合いを何度ももち、評価を受けるとはどういうことなのかを知り、改めて自分たちの仕事を見直すよい機会となりました。  
(わがの里保育園／保育所・北上市)



●その他、第三者評価の公表は、岩手県社協のホームページ（<http://www.iwate-shakyo.or.jp/>）「福祉サービス第三者評価事業のご案内」をご覧ください。

受審の申込みは、随時受け付けています。詳しくは、岩手県社協・福祉経営支援部（TEL019-637-9611）までお問合せください。

第三者評価は、申込みを受けた後、自己評価の取組方から評価結果の報告までを、岩手県社協の評価調査者が直接施設・事業所に伺いながら進めていきます。

#### 受審のプロセス

受審説明▶受審申込書の受付▶契約締結▶評価基準研修会の実施▶事業所による自己評価・利用者調査の実施▶訪問調査①（書類の審査）▶訪問調査②（ヒアリング等）▶評価調査者による合議▶決定委員会▶結果報告  
※評価は、国のガイドラインに基づいて、県が定めた福祉サービスごとの基準により行われます。

#### 受審により期待される効果

- ①現在提供しているサービスの質について、改善点が明らかになります。
- ②サービスの質の向上に向けて、具体的な目標を設定することができます。
- ③自己評価への取組の過程で、職員の自覚と課題の共有が促進されます。
- ④評価結果を広く公表することにより、利用者や地域からの信頼が得られます。

なお、受審申込みから結果報告までは数か月を要するため、受審結果を受けてサービス内容の改善・向上の取組を翌年度の事業計画に反映していくためには、できるだけ早期に取り組んでいくことが望まれます。

評価結果を広く公表することは、施設・事業所の透明性の確保と利用者のサービス選択の一助となりますので、ぜひ本事業の活用をご検討ください。

#### ●受審施設種別の評価数（令和元年度末）

高齢者施設	95
障がい児・者施設	101
保育所	24
社会的養護関係施設	60
その他（救護施設）	12
合 計	292

## 各種貸付制度のご案内

### ● 保育士修学資金等貸付制度

保育人材の育成、確保及び定着支援を目的に、資金の貸付を行います。

	保育士修学資金	就職準備金	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
内容	養成施設に在学し、資格取得を目指す方への修学資金の貸付	保育士資格を持ちながら保育士として働いていない方への就職準備金の貸付	未就学児を持つ保育士へのファミリーサポートセンター等利用料金の一部貸付
貸付対象者	保育士養成施設を卒業後、保育士の資格を取得して、県内で対象業務に従事しようとする方	①保育所等の離職後1年を経過又は勤務未経験②県内で新たに保育士として週20時間以上の勤務に就労などの諸要件あり	未就学児があり、保育所を利用しながら保育士等として働いており、勤務時間の都合で子どもの預かり支援に関する事業を利用する方
貸付期間	在学期間2年間	—	最長2年間
貸付額	月額5万円以内 加算：入学準備金20万円以内、就職準備金20万円以内 ※「高等教育の修学支援新制度」併用の方は差額のみ貸付	40万円以内（1回限り）	ファミリーサポートセンター等、子どもの預かり支援に関する事業利用料金の半額（年間12万3千円以内）
返還の免除	卒業後、1年内に保育士登録をし、県内で対象業務に5年間（過疎地は3年間）引き続き従事したとき	県内の保育所等において、対象業務に2年間引き続き従事したとき	
募集受付	入学後	随時	

※各資金とも無利子で、連帯保証人が必要

### ● 介護福祉士修学資金等貸付制度

福祉・介護人材の育成、確保及び定着支援を目的に、資金の貸付を行います。

	介護福祉士修学資金	社会福祉士修学資金	介護福祉士実務者研修受講資金	離職した介護人材の再就職準備金
内容	養成施設に在学し、資格取得を目指す方への修学資金の貸付	実務者研修を受講し、資格取得を目指す方への受講資金の貸付	実務者研修を受講し、資格取得を目指す方への受講資金の貸付	介護職として一定の知識・経験のある方への再就職準備金の貸付
貸付対象者	介護福祉士養成施設を卒業後、介護福祉士の資格を取得して、県内で対象業務に従事しようとする方	社会福祉士養成施設を卒業後、社会福祉士の資格を取得して、県内で対象業務に従事しようとする方	実務者研修施設を卒業後、介護福祉士の資格を取得して、県内で対象業務に従事しようとする方	①介護職員等の実務経験1年以上 ②介護職としての一定の知識と経験 ③県内での再就職が決まっているなどの諸要件あり
貸付期間	在学期間	—	—	再就職決定時（1回限り）
貸付額	月額5万円以内 加算／入学準備金20万円以内、就職準備金20万円以内（加えて、介護福祉士は国家試験受験対策費年度ごと4万円以内） ※「高等教育の修学支援新制度」併用の方は、差額のみ貸付となります。	20万円以内	40万円以内	
返還の免除	卒業後、1年内に介護福祉士登録をし、県内で対象業務に5年間（過疎地は3年間）引き続き従事したとき	卒業後、1年内に社会福祉士登録をし、県内で対象業務に5年間（過疎地は3年間）引き続き従事したとき	卒業後、資格を取得した日から1年内に県内で介護福祉士として就職し、2年間引き続き従事したとき	県内で介護職員等として就労した日から、2年間引き続き従事したとき
募集受付	入学後（介護福祉士は高等学校在学中の受付あり）	—	—	随時

※各資金とも無利子で、連帯保証人が必要

詳しくは、岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部（TEL 019-601-7023）までお問合せください。